

「企業における標準知財戦略」

－三菱電機の取り組み－

“Strategy for intellectual property and standardization for business” - Approach of Mitsubishi Electric Corporation -



小高 邦夫*

Kunio KODAKA



梅村 敏夫**

Toshio UMEMURA



内川 英興***

Fusaoki UCHIKAWA

抄録 技術の国際標準の重要性は、企業にとって今日益々増大している。特に標準と知財戦略を融合しての取り組みは未だ途上にある。ここでは当社の事例を紹介し、合わせて今後の課題についても言及する。

1. はじめに

国際標準化とは、国際市場で一定のルールを定めることであり、経済のグローバル化、技術の複雑化・高度化に伴い、その国際標準の重要性が増している。政府の知的財産戦略本部が策定する知的財産推進計画では、わが国の産業競争力増強のための施策に技術の国際標準が果たす役割が大きいことが挙げられ、一昨年「国際標準総合戦略」が策定された。

近年技術が成熟したものを標準化とするいわゆる事後標準と共に、新規な技術を新たに標準化するいわゆる事前標準取得の動きが増加してきた¹。この変化のもとで、企業における標準の位置付けが大きく変化してきた。すなわち、企業は事前標準の取得と同時に特許権等の知的財産（以下、知財とする）を取得する活動を行い、標準取得の効果をより大きなものとする動きが活発化して来ている。そこで標準と知財の両者を見据えた戦略が

特に重要になってきた。

当社を始め企業においては、創業以来あるいは戦後の復興期を通じて製品の製造に関して多くの標準を取り入れてきた。これは製品の品質や安全性を保証するために重要な要素であり、主として良い製品を市場に提供するためであった。

企業における標準戦略と知財戦略の検討は緒についたばかりであるが、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略を三位一体で連携して推進しつつ、知財

* 三菱電機株式会社 知的財産センター特許企画部
標準知財グループマネージャー
Section Manager, Patent Planning Dept., Corporate
Intellectual Property Div., MITSUBISHI ELECTRIC
CORPORATION

** 三菱電機株式会社 知的財産センター特許企画部長
Dept. Manager, Patent Planning Dept., Corporate
Intellectual Property Div., MITSUBISHI ELECTRIC
CORPORATION

*** 三菱電機株式会社 役員理事知的財産センター長
General Manager, Corporate Intellectual Property
Div., MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION

と標準をからめた戦略をとって企業価値を最大化しようとする当社の取り組みと、標準をめぐる今後の課題を紹介する。

2. 国際標準の動き

技術の国際標準はその性格から一般に、メートル法などの計測単位、安全基準や品質規格の最低限の基準、そしてネットワークやシステムを構成する場合にその構成要素間の結合を保証する互換性に関するものの3つに分類される。国際標準はその策定プロセスから、ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）、ITU（国際電気通信連合）などの公的機関で定められるデジュール標準、1つのモデルが市場を独占することで事実上の標準となるデファクト標準、多くの企業が集まって技術標準を策定するフォーラム標準がある。

従来日本の企業の多くは、JIS（日本工業規格）や、ISO、IEC、ITUで定められた標準に従って製品を製造し販売してきた。これにより、工業製品の品質向上に努め、安全、安心な製品を消費者に提供することに努めてきた。

1995年には、WTO/TBT協定（世界貿易機関/貿易における技術的障害に関する協定）が発効した。これは、WTO加盟国内で強制規格及び任意規格並びに適合性評価手続きなどの国内標準を定める場合に、国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにするものである。すなわち、関連する国際標準が存在するか存在する直前である場合には、その国際標準を国内標準の基礎として用いなければならないと定めている。このため、いかに優れた製品を作ろうとも、その製品が国際標準に合致していなければ、あるいは国際標準そのものでなければ、必ずしも市場を獲得することはできない時代となった。

このため多くの先進国では、各国独自に制定し

蓄積してきた多くの国内標準を国際標準に適合させる必要が生じた。また国内標準が未整備であった途上国では国内標準として、ISO、IEC等が定めた国際標準を導入することとなった。2001年には中国がWTOに加盟した。この結果、中国という巨大な市場に参入するためには、国際標準に沿った製品であることが必須条件となった。

欧州はそもそも域内の市場統合という政策のため、またISO、IEC等の国際標準機関を主導して設立したため、従来から国際標準化には積極的に取り組んでいる。標準の作成では投票が国数で決まるため、国際標準機関に対して欧州連合として、強い発言力を持って国際標準化をリードしている。

米国は国内に大きな市場があることや、市場メカニズムを重要視する政策のため、標準化の活動はフォーラム標準やデファクト標準に委ねられていた。しかし米国も1995年のWTO/TBT協定の発効、そして2001年の中国の加盟に伴い、ISOやIEC等の国際標準を重要視する政策に転換している。

中国では、WTO加盟後TBT協定による国際標準に準拠した製品の流入に対抗し、国として様々な独自標準の設定を進めている。第三世代携帯電話のTD-SCDMA（Time Division Synchronous Code Division Multiple Access）²については、ITUにおいて国際標準に採用されている。中国にとって国際標準の流入とそれによる海外企業へのライセンス料の支払いを低減することは、国家としての重要な産業政策であり、国内標準を積極的に開発し、これを国際標準として国内で利用する戦略を展開し始めている。

韓国では、工業立国を目指す上で国際標準が重要であると位置付け、政府がデファクト標準を支援することで、韓国企業の世界市場における活動を支援する産業政策を展開している³。

国際標準と知財の関係に目を向ければ、2007年にISO/IEC/ITUがパテントポリシーやガイドラインを統一化したことは大きなトピックである⁴。これにより、デジュール標準の策定に際して、知財の取り扱いのルールが一本化された。このルールでは、標準を策定する際に関連する知財が存在する場合は、その取り扱いを明確化する義務が標準策定者に課せられた。これは、標準には関連する知財が存在するという事実を容認するものとして、画期的なルールであるとも言える。一段と標準に関連する知財戦略が重要となったわけである。

3. 標準知財をめぐる日本の動き

わが国においては、標準に係わる施策は経済産業省を中心に展開されて来たが、知財戦略本部が2003年に決定した知財推進計画⁵において、初めて標準と知財の関係に焦点があてられた。これは知財取得を含めた戦略的国際標準化活動を支援する意味で斬新なものであった。先に説明したISO, IEC, ITUのパテントポリシーやガイドラインの統一化や、公正取引委員会が発行した「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」⁶は、知財推進計画で提言されて実現した成果の一つである。その後、2007年には、「国際標準総合戦略」⁷が策定され、国を挙げて国際標準戦略が推進されることとなった。

一方産業界では、社団法人日本経済団体連合会が2003年に産業技術委員会に国際標準化戦略部会を設置し、「戦略的な国際標準化の推進に関する提言」⁸を策定した。さらに国際標準化戦略部会は2006年に新設された知財委員会の下で活動することとなり、政府の国際標準総合戦略を受けて、「技術の国際標準化に関するアクションプラン」⁹を策定した。これらを通じて、産業競争力の強化の観点から、わが国産業の国際標準戦略のあり方

や政府、大学・公的研究機関、国際標準化機関への期待について様々な提言を行うと共に、国際標準の重要性について企業の経営層を啓発するための活動を展開してきた。

4. 三菱電機の標準知財戦略

(1) 社内における標準の位置付け

当社においては、他の企業と同様に、製品の製造に関して、標準を製品の品質や安全性を保証する重要な要素とし、良い製品を市場に提供するため積極的に取り入れてきた。

1952年に発表した当社の社是『品質奉仕の三菱電機』では、顧客優先の精神に徹すること及び最良の製品、最高の品質を指向することが明記されている。続いて1958年に発表した『品質に関する覚書』が品質保証活動の根源であり、これが受け継がれ、2001年に発表した“Changes for the Better”のコーポレートステートメントにおいて、『企業理念』とともに『7つの行動指針』で品質に関する表明を行った。

この当時の標準に関する活動は、JISやISO/IECの技術関連標準を社内に展開することが中心であった。標準導入の狙いは、一定の品質・安全の保証、低コスト化・調達の容易化、互換性・相互接続性の確保、そして技術の普及・市場の拡大であり、この方針で事業が展開された。

ところが近年はこれに加えて、WTO/TBT協定が発効して国内標準も国際標準へ準拠する義務が生じたことや、市場がグローバル化して世界の市場が一体化したこと、さらに欧米、中国、韓国など諸外国が戦略的な取り組みをするなど、標準の意義が極めて拡大してきた。さらに研究開発成果の実用化を促進するため特許権を含む標準が増加し、標準化と知財の関与が重要となった。このような状況から、知財をからめた国際標準を獲得す

ることが、経営そのものに及ぼす意義も大きなものとなっている。

(2) 当社の標準知財活動

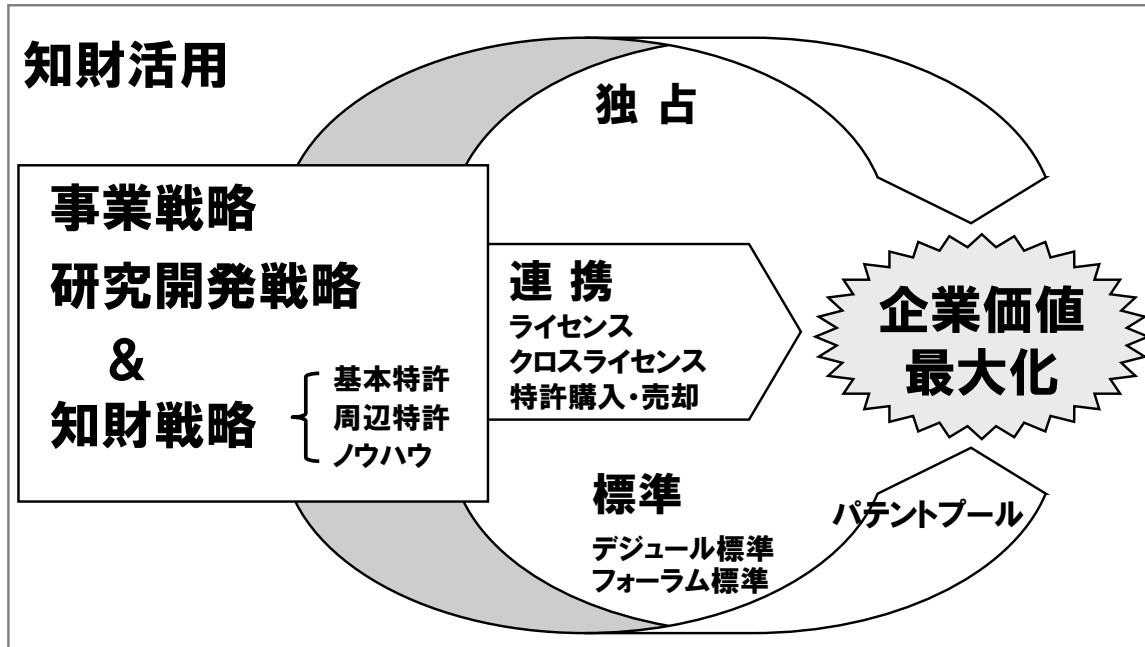


図1 事業戦略・研究開発戦略とリンクした知財戦略

そもそも当社は、事業戦略、開発戦略、知財戦略を三位一体で推進するというポリシーの下で、知財は図1に示すように活用している。すなわちまず知財は独占排他権として他社の参入を阻止して事業を守るという独占的に進める場合がある。さらに、他社と連携してライセンスやクロスライセンス契約、特許購入・売却する場合や、デジュール標準やフォーラム標準に関連する知財として活用する場合もある。何れも究極の目的は、これらの知財を活用し企業価値を最大化することである。

また国際標準へは、図2のような標準戦略で対応してきた。すなわち、当社は、研究/開発の成果がまず事業に結びつくことを最も重要視している。また国際標準の獲得もWTO/TBT協定の下でグローバルな事業を有利に展開するため非常に重要と

考えている。

従って、研究/開発の成果は、分野にもよるが、まず事業に反映すると同時に、国際標準化において規格提案を行い、新しい技術の国際標準の獲得を目指す。重要なのは、同時に新規技術に関して特許出願を行うことである。この出願は、策定された国際標準に合致した規格特許として権利化する必要がある。

このように国際標準の獲得により、新技術を世界に普及させることを通じて国際貢献を実現できることに加え、国際市場で事業を行えることに繋がる。さらに知財を伴う場合にはパテントプールや他社へのライセンス等で規格特許を運用することによって、知財収入を得ることも可能となる。この知財収入は研究開発への投資回収としてフィードバックすることで、知的創造サイクルの活性

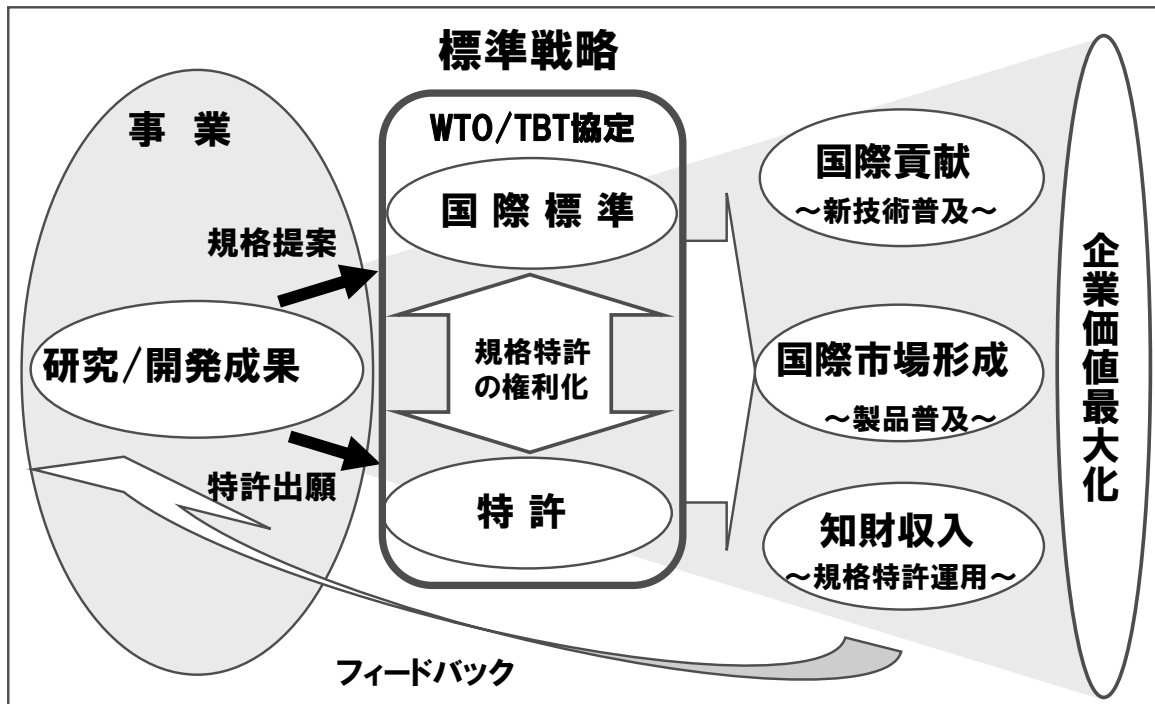


図2 当社の標準知財戦略

化に繋がり，企業価値最大化が図れる。

この標準知財戦略は，標準の性格によっても異なるものである。例えば，標準をオープン化して当社技術をさらに普及させ，これによって製品のシェア拡大を狙うような事業分野では，標準対応の基本特許と差別化技術に関する周辺特許を明確に区別して取得することが事業戦略および知財戦略上必要である。

また情報通信分野のように，標準化を実現するため多数の特許が関与する事業分野では，規格提案毎に特許出願を行うと共に，標準が策定された後には，それに沿って規格特許化することが重要となる。このような例として，当社の参画する国際標準化活動とその事例を以下に紹介する。

(3) 標準化活動の事例

当社が参画する国際標準化活動は，表 1 に示すように，事業との関連で ISO, IEC, ISO/IEC JTC1¹⁰, ITU 及び各種フォーラム等，多岐に亘っており，

多くの技術者や研究者が標準化のさまざまなフェーズで活動している。

国際標準化団体，委員会等への参画の意図も，従来の事業のための標準化動向の情報収集的な活動から，技術を提案して標準の策定をリードし事業を有利に展開する活動へと変化している。

標準の分野別に，ISO や IEC では，FA（ファクトリーオートメーション）フィールドネットワーク，宇宙・衛星，大電力送電，車載用の自動車機器，遮断器，鉄道車両用電気機器に関する活動等がある。何れも事業との関連で標準を獲得することで，事業のグローバル展開を有利に進めることを目指している。

ISO/IEC JTC1, ITU の情報処理や通信の分野では，機器の相互接続性や互換性に関する標準が必須である。このような分野では，暗号アルゴリズムや，MPEG, JPEG 等の画像符号化，さらに第 3 世代携帯電話やデジタル TV の標準等があり，さらにフォーラムを中心とした DVD, ブルーレイ

ISO	宇宙・衛星 ISO/TC20 車載用電子機器 ISO/TC22 ISO/TC204 ITS FAフィールドネットワーク ISO/TC184/SC5 IEC/SC65C
IEC	遮断器 IEC/TC17 電力 CIGRE UHV 鉄道車両用電気機器 IEC/TC9
ISO/IEC JTC1	暗号 MISTY,KASUMI,Camellia ISO/IEC 18033 画像符号化 MPEG-1,2,4... ISO/IEC 11172, 13818,14496 H.262.AVC/H.264
ITU	3G携帯電話 W-CDMA IMT-2000 3GPP デジタルTV ARIB STD-B24
フォーラム	映像蓄積装置 DVD, BD FAフィールドネットワーク FAOP

表1 当社が参画する標準活動の例

ディスクの標準活動化がある。またフォーラムではFA分野でもFAオープン推進協議会（FAOP）などがあり広く活動を展開している。

情報通信分野では、研究開発の成果を標準化と規格特許の獲得に繋げ、パテントプールを通じてロイヤルティ収入を得る活動も積極的に展開している。

(i)FA フィールドネットワーク

当社はFAに関する様々な機器を接続するフィールドネットワークについて、国際標準化活動を展開している。これは当社の場合、CC-Linkと呼び、これを国際標準として用途や市場を拡大するという事業戦略に寄与するものである。

この分野では、今まで「使う」標準という観点が強かったが、「創る」標準としての標準化活動を展開し、フィールドネットワークに繋がる様々な機器を製造する企業同士の仲間を増やしながら、グローバル戦略の一環として国際標準の獲得に注

力している。

すなわち、このCC-Linkに関する技術を標準提案し関連する知財に関してオープン化すると共に、国際標準（ISO/IEC）、国内標準（JIS）、業界標準等の各種標準化委員会に積極的に参画して、国際標準（ISO15745, IEC61158,61784）とすることで、国内外での事業を有利に進めようと努力している。

(ii)暗号アルゴリズム

次に当社の暗号アルゴリズム（MISTY（ミステイ）、Camellia（カメリア））に関する国際標準である。MISTY1は、図3に示すように、2000年に第3世代携帯電話（W-CDMA方式）規格の暗号アルゴリズムとして携帯電話用にカスタマイズされKASUMIとして採用された。日本の暗号が国際標準になるのは史上初めてのことであった。KASUMIは第2世代携帯電話GSMにも採用された。

暗号解読技術やコンピュータの進歩に伴い、暗号化の処理単位を大きくする技術が求められ、

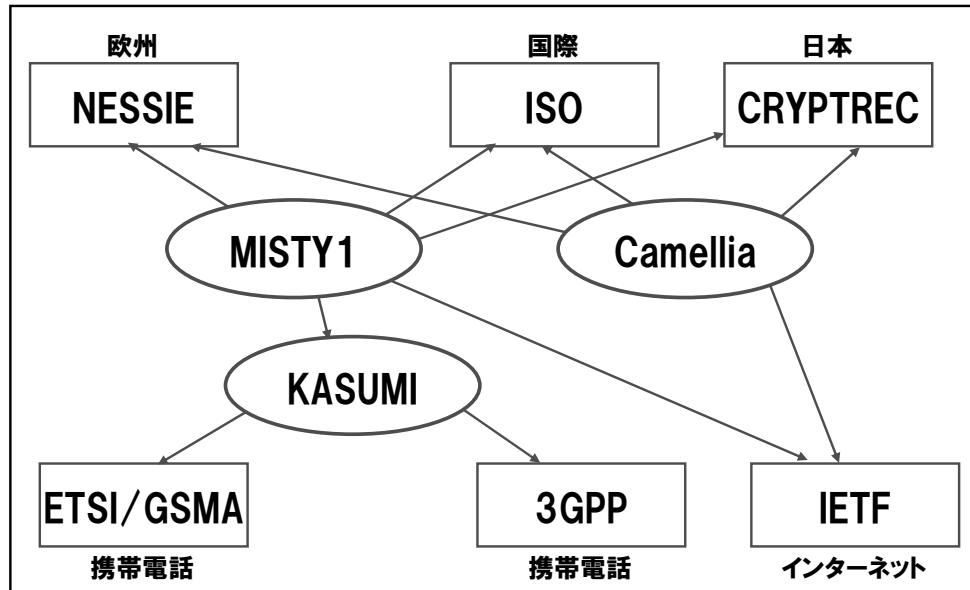


図3 暗号アルゴリズム¹¹

NTT 殿と共同で 128 ビットブロック暗号 Camellia を開発した。これも MISTY1 と同様、高い安全性と実用性を兼ね備えるものである。これらは、日本の電子政府推奨暗号として認定され、欧州の産学協同プロジェクトに使用される暗号にも選定された。

こうした国際的に高い評価を受けた後、ISO/IEC JTC1 で策定されたブロック暗号アルゴリズムの規格に MISTY1 及び Camellia が入ることが決定し、ISO/IEC 18033-3 として正式に国際標準となった。

当社では暗号アルゴリズムの国際標準に関する知財の一部を無償開放し、製品普及により用途・市場の拡大を図っている。製品としては、日本の電子政府関連として、官公庁向け情報セキュリティシステムや、文書交換システムの中にも利用され、携帯電話の暗号として、国内のみならず世界中の端末や基地局で広く利用されている。

(iii) 宇宙分野

さらに、宇宙分野においても国際標準化の活動

に取り組んでいる。当社は衛星バス・機器類を多く生産しており、衛星用の太陽電池パネルでも市場でトップシェアを得ている。衛星機器では他の分野と比較しても極めて高い信頼性が要求されるため、その試験評価や評価基準も重要な技術課題である。衛星用太陽電池に関しては、従来からモジュール構造や実装技術の特許出願を行ってきた。最近では、信頼性の高い試験評価法を日本チームとして開発し、これを国際標準とする活動を行っている。衛星搭載用太陽電池パネルの認定及び品質については、ISO/TC20 を通じて国際標準化が進められている。

ここでの活動は、世界の英知を結集して、地上での評価基準を策定することで、宇宙環境での故障ゼロを目指すものである。具体的には、部品や材料ならびにプロセスを認定するための検査・試験要求について、軌道上を考慮した宇宙環境下に耐えることを検証し、かつ太陽電池パネルの軌道上実績をもベースにした国際標準が進められている。当社は、このような国際標準化活動を通じてユーザの信頼を勝ち取り、太陽電池パネルにとど

まらず衛星及び衛星機器類の拡販を有利に展開しようとしている。

また前述の ISO/TC20 では、GPS の位置情報利用にかかわる ISO/TC204 や地理情報分野の ISO/

TC211 と密接な連携を図り、関連宇宙技術を利用した新しいソリューション、サービスなどの創出を加速している。

(iv) 電力分野

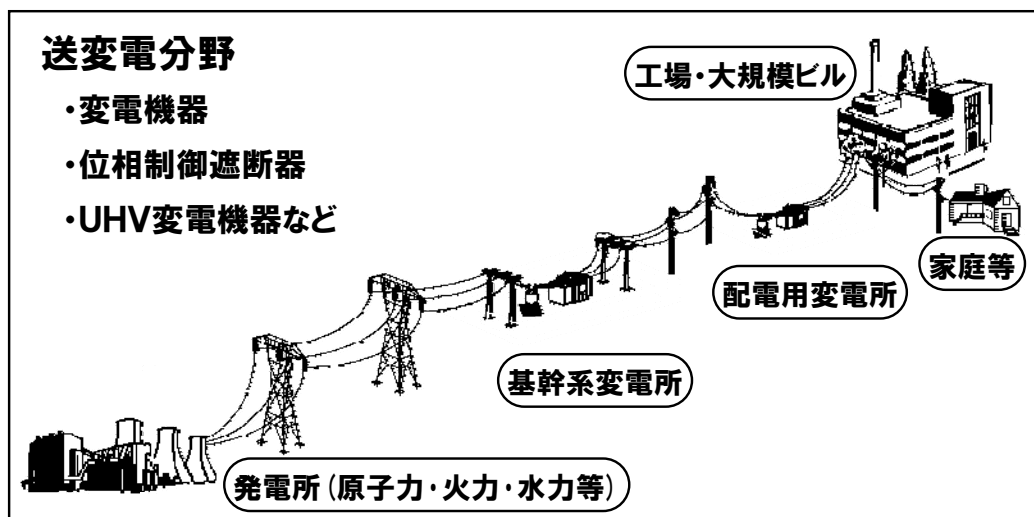


図4 送変電分野

さらに電力分野における国際標準について述べる。図4に示すような送変電分野の国際標準は、CIGRE（国際大電力システム会議）および IEC の活動を通じて展開している。CIGRE は、特定技術の運用実績に基づく技術仕様調査を担当しており、ここでの検討結果が IEC での標準に反映される。

当社は、最近では CIGRE UHV（Ultra High Voltage）変電機器に関する技術検討グループ（17カ国 40名の専門家で構成）の国際議長、そして遮断器の電氣的耐久性試験（IEC62271-310）、開閉極位相制御技術（IEC62271-302）¹²、変電機器の耐震規格（IEEE 693）などの分野へ IEC/IEEE 日本委員として参画しており、日本の優れた技術に基づく国際試験規格の策定に貢献している。この CIGRE や IEC の標準に関連する UHV の送変電分野では、変圧器、開閉機器および制御装置を始めと

する送変電機器技術を主とした出願権利化を行っており、国際標準に基づく製品開発や事業展開を知財として補強している。

中国、インド、南米などの電力需要急増に伴って、特に、中国では世界に先駆けて UHV 建設が進められており、中国など BRICs 諸国を巻き込んだ形で欧米と連携しながら、国際標準の主導権を取ることが、変電機器の国際ビジネスの展開にとって極めて重要となっている。

(v) 鉄道分野

当社は、鉄道車両関係の標準では IEC/TC9 の鉄道用電機設備とシステム専門委員会標準策定の活動をしている。図5に示すように、当社では車両本体は製造していないが、インバータ装置や制御装置を主とする車両用の電機設備で、国内市場

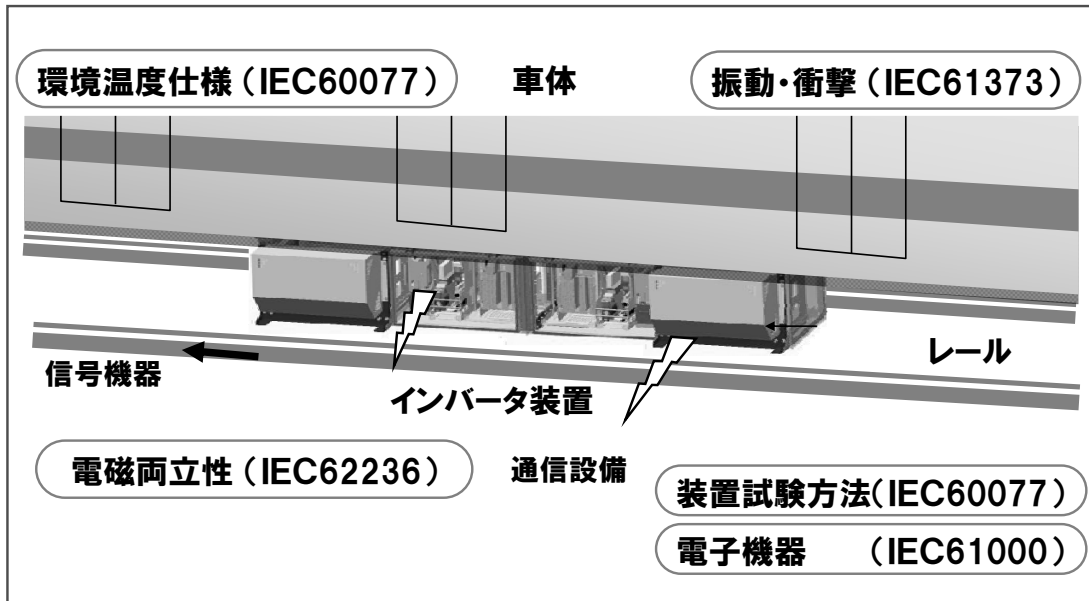


図5 鉄道分野

及び世界市場では高いシェアを維持している。

IEC/TC9 の活動成果として、環境温度仕様や装置試験方法 (IEC60077)、電子機器 (IEC61000)、振動・衝撃 (IEC613373)、電磁両立性 (IEC62236) 等の標準が策定されている。また車両用の電気設備にかかる知財戦略としては、このような標準に関連した特許出願をできるだけ多く行い、電力分野と同様に国際標準に基づく事業展開を進めている。

当社の鉄道事業は欧米を始め、中国、韓国、オーストラリア、メキシコとグローバル化の一途にあり、これに対応した国際標準が事業を有利に進めるために極めて重要なものとなっている。

(4) 国際標準に関連する特許の活用

国際標準に関連する特許の活用の一つとしてパテントプールがある。これは国際標準に関連する特許権者や特許の数が多い場合に有効な仕組みである。図6に基本的な仕組みを示す。

パテントプールのメリットとして、ライセンサー側から見れば、標準技術の普及と知財権の適切な

保護をバランス良く実現でき、またライセンサー側から見れば複数の特許権者とのライセンス交渉を行うことなく標準準拠製品をリーズナブルな対価を支払って製造できる点が挙げられる。

パテントプールの仕組みとしては、まず国際標準に必須の特許を保有する特許権者 A~Z はライセンス管理会社に各自の必須特許を委託 (サブライセンス権付きライセンス) する。なお特許が国際標準に必須か否かは第三者機関 (弁護士等) で評価され認定されることが好ましい。ライセンス管理会社は国際標準に準拠した製品の製造、すなわち特許の実施を希望する者 (実施者 $\alpha \sim \chi$) に対し、寄託されたサブライセンスを一括して許諾する。実施者は定められたロイヤルティを支払う。ライセンス管理会社は実施者から徴収したロイヤルティを各特許権者に分配する。このようにパテントプールは、国際標準に準拠した技術の普及を促進できると共に知財の適切な保護を図ることができる仕組みである。

当社はこのようなパテントプールのメリットに早くから注目し、表2に示すように、いくつかの

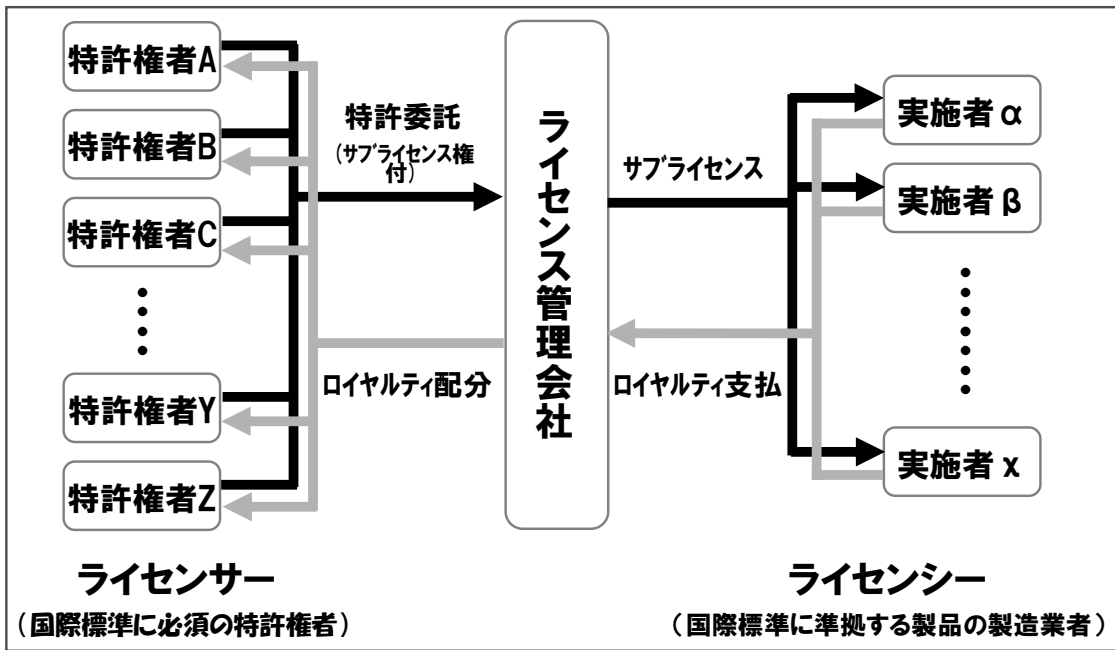


図6 パテントプールの基本的な仕組み

標準名 (パテントプール)	対象製品	必須特許数	ライセンサー/ ライセンシー
MPEG-2 (MPEG-LA)	DVDプレーヤ, DVDレコーダ, DVD再生専用ディスク, デジタルTV, STB*など	840件	25社 / 1173社
DVD (DVD-6C)	DVDプレーヤ, DVDレコーダ, DVD再生専用ディスク, DVD記録用ディスクなど	844件	9社 (DVD-6C) / 410社
W-CDMA (Platform W-CDMA)	第3世代移動体通信 (WCDMA)端末	235件	11社 / -
ARIB規格 (アルタージ)	ARIBデジタル 放送受信機	210件	13社 / 48社

*STB:Set Top Box

※ 各ライセンス団体公表情報に基づき作成

表2 当社が関与するパテントプールの例

同業他社と業界を主導してパテントプールの形成、ライセンス管理会社の設立等を通じて、標準技術の普及に貢献している。

パテントプールとして代表的な MPEG-2 はもっ

とも成功した事例であり、現在ライセンサー25社が840件の特許をプールして、1173社のライセンシーにライセンスしている。DVDや第三代携帯電話の PlatformW-CDMA, ARIB デジタル TV 放送

等も複数のライセンサーが多くの特許をプールして、ライセンス活動を展開している。

この表の他、MPEG-4やAVC/H.264, VC-1等次世代の画像符号化関連の標準もパテントプールが開始されており、ブルーレイディスクに関しても活動が始まりつつある。

5. 今後の課題

このような標準知財戦略であるが、今後の課題として、まずイノベーションと標準化の統合戦略が必要ではないかということがあげられる。なぜなら優れた基本技術を生み出さなければ、優れた技術標準も知財も生まれえないからである。このため産学官連携のより一層の強化が望まれる。

次に人材育成と活用がさらに必要である。標準化には各分野における高い技術力が必要なことのみでなく、標準ルールに則った高い調整能力、そしてそれらを発揮できる英語力が必要である。また標準化活動には長期に亘って標準機関に参与して顔になるような継続性が必要であるため、若手の育成には長期の戦略を持って臨むべきである。また若手の育成にベテランの標準経験者を積極的に登用して活用することも重要である。

さらに、国、業界団体、企業、あらゆるチャネルの仲間作りの重要性が挙げられる。デジュール標準は一国一票であるため、中国、韓国、その他東南アジアの諸国との一層の連携が必須である。なお中国は欧州と、韓国は米国と連携する傾向があると考えられるため、日中韓の各層での人的交流を含めた連携施策が必要と考える。

最後に標準に関わる知財問題の解決の点では、デジュール標準機関でパテントポリシーやガイドラインが統一化されたことは大きな前進と評価できる。今後この運用を見守ると共に、標準に関与しない第三者の特許問題への予防的措置を検討し

解決する必要がある。さらに、少なくともデジュール標準に係わる知財については、独占排他権を行使しての差止め請求や高額なロイヤルティ請求は容認しないことを、国を超えた場で検討し保証すべきではないかと考える。

6. おわりに

以上、標準と知財戦略の必要性について、当社の例を挙げて述べて来た。企業における標準と知財戦略の検討は緒についたばかりであり、研究開発、標準、知財戦略を融合しながら連携して推進し、企業価値を最大化するためには、イノベーション創出の仕組み等のさらなる検討が必要である。

注)

- 1 日経BP知財Awareness記事『国際標準は企業の知的財産戦略の柱の1つだ』内閣官房知的財産戦略推進事務局次長 藤田昌宏氏に聞く」2006/12/21
- 2 第3世代携帯電話方式(3G)の一つで、中国独自の仕様。国際的な3G規格であるW-CDMA, CDMA2000とは別に、中国国内向けに独自開発され3GPP(Third Generation Partnership Project)が承認した規格。
- 3 参考資料、「産業政策としての標準化」江藤学、日本知財学会誌 2007 Vol.4 No.1
- 4 「ITU-T/ITU-R/ISO/IEC共通特許方針の実施ガイドライン」財団法人日本規格協会国際標準化支援センター 2007/3/1
- 5 知的財産推進計画、首相官邸知的財産戦略本部HPにて公開(参考URL: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/>)
- 6 「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」2005/6/29公正取引委員会(参考URL: <http://hrs.k.jftc.go.jp/dk/03.asp?process=0&filename=dk004340.xml&key=>)
- 7 知的財産推進計画・前掲注(5)
- 8 社団法人日本経済団体連合会HPにて公開
戦略的な国際標準化の推進に関する提言(2004/1/20)
(参考URL: <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/007.html>)
- 9 技術の国際標準化に関するアクションプラン(2007/5/15)
(参考URL: <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2007/047.html>)
- 10 ISO/IEC JTC1: 情報処理分野の標準化を担当するISOとIECとのジョイント技術委員会
- 11 三菱電機技報・Vol.80・No.1・2006
- 12 遮断器の開閉極タイミングを制御して、励磁突入電流など開閉サージによる電力系統の電圧変動を抑制する技術